

① 地域医療連携推進法人の認定について

1 法人概要

(1) 名称・主たる事務所の所在地

名 称	一般社団法人日本海ヘルスケアネット
主たる事務所の所在地	山形県酒田市あきほ町 30 番地

(2) 医療連携推進業務の内容

<p>【病院等相互間の機能の分担及び業務の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療機能等の集約化・機能分担、病床規模の適正化 ・ 医療機器等の共同利用 ・ 医療材料、薬品等の共同交渉・共同購入 ・ 委託業務の共同交渉 ・ 連携業務の効率化 ・ 医療介護従事者の派遣体制の整備、人材育成、人事交流 ・ 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進、病院と介護施設の連携強化 <p>【介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業所を持つ参加法人間での役割分担の明確化・効率化 ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み支援 ・ 多職種連携の強化

(3) 医療連携推進区域

酒田市、鶴岡市、飽海郡遊佐町、東田川郡庄内町、東田川郡三川町

(4) 参加法人

	法人名	病院・施設名又は事業名
①	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	日本海総合病院、日本海総合病院酒田医療センター
②	医療法人健友会	本間病院、のぞみ診療所、介護老人保健施設ひだまり 等
③	医療法人山容会	山容病院、グループホームわだち
④	医療法人宏友会	上田診療所、介護老人保健施設うらら 等
⑤	社会福祉法人光風会	介護老人保健施設シェ・モア、特別養護老人ホーム芙蓉荘 等
⑥	社会福祉法人かたばみ会	特別養護老人ホームかたばみ荘 等
⑦	一般社団法人酒田地区医師会十全堂	在宅医療・介護連携支援室ポンテ、訪問看護ステーション「スワン」 等
⑧	一般社団法人酒田地区歯科医師会	訪問歯科診療 等
⑨	一般社団法人酒田地区薬剤師会	休日診療所への薬剤師派遣 等

2 認定基準（医療法第70条の3第1項各号、第70条の4）の適合性

1. 医療連携推進方針について

(1) 医療連携推進方針に、下記の事項を記載していること。(法第70条の3第1項第5号)

- ・医療連携推進区域
- ・参加法人が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の機能分担及び業務連携に関する事項
- ・当該事項の目標に関する事項
- ・運営方針・参加法人に関する事項

必要事項を医療連携推進方針に記載しているか

適（資料5）

2. 議決権について

(1) 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。

また、参加法人の有する議決権の合計が社員総会の議決権の過半数を占めているものであること。(法第70条の3第1項第8号、11号)

<社員の構成>

	区 分	法人名等	議決権数
参 加 法 人	病院、診療所 又は介護老 人保健施設 を開設する 法人	① 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	45
		② 医療法人健友会	12
		③ 医療法人山容会	10
		④ 医療法人宏友会	7
		⑤ 社会福祉法人光風会	7
	介護事業等 に係る施設 または事業 所を開設し、 または管理 する法人	⑥ 社会福祉法人かたばみ会	3
		⑦ 一般社団法人酒田地区医師会十全堂	10
		⑧ 一般社団法人酒田地区歯科医師会	3
		⑨ 一般社団法人酒田地区薬剤師会	3
その他の社員	—	—	—
議決権総数 ⑩（①～⑨の合計）			100

・病院等を開設する参加法人の議決権及び介護事業等法人の議決権の数	(病院等開設) 81 (①～⑤) > (介護事業等) 19 (⑥～⑨)
・参加法人の議決権の社員総会における構成割合	1.0 [(①～⑨) / ⑩] > 0.5

(2) 社員は、各1個の議決権を有するものであること。

ただし、定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(法第70条の3第1項第10号)

ア 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

イ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価格に応じて異なる取扱いをしないものであること。

社員は各1個の議決権を有するものであるか	社員により議決権数が異なる
----------------------	---------------



各1個の議決権を有するものでない場合は、上記のア、イのいずれにも該当するものであるか	該当する
ア 医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであるか	参加法人間の合意形成について設立協議会の議事録及び定款第21条で確認済
イ 社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価格に応じて異なる取扱いをしないものであるか	金銭その他の財産の価格に応じて異なる取扱いをしていない旨を議事録及び定款第21条で確認済

3. 役員について

(1) 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。

(法第70条の3第1項第13号)

- ・ 理事3人以上、監事1人以上であること。
- ・ 各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。
- ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。

理事の数 (3人以上)	適 (5人) ※登記簿で確認済
監事の数 (1人以上)	適 (1人) ※登記簿で確認済
各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること	適 (本人のみ) ※確約書で確認済
理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者 (医師等) であること	適 (4人) ※次表参照

<理事・監事の氏名、所属・役職名>

	氏名	所属・役職名	医師等
理事	栗谷 義樹	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 理事長	○
	佐藤 顕	一般社団法人酒田地区医師会十全堂 副会長	○
	本間 修	医療法人健友会 理事長	○
	矢島 恭一	医療法人宏友会 理事長	○
	阿部 與士男	社会福祉法人光風会 理事長	—
監事	阿部 満	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院事務局長	—

4. 運営について

- (1) 医療連携推進業務を行うのに直接要する費用について、法人全体に共通して発生する費用または法人運営のために毎年度経常的に要する費用を含めた合計額に占める事業比率が50%超であること。(法第70条の3第1項第1号)

事業比率（平成30年度収支見込み）	55.9%
-------------------	-------

- (2) 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。
(法第70条の3第1項第2号)

【経理的基礎】

・財務基盤の明確化について

財務基盤は、会費収入、連携業務に係る収入を見込んでいます。

管理経費は会費収入で十分充当できるものであり、連携業務に係る収入については、参加法人により確実な納入を求める旨を申請書において確認済み。

・経理処理・財産管理の適正性について

経理処理は、貸借対照表及び損益計算書等を作成するとともに、地域医療連携推進法人会計基準に従うこととしている。関係規定を法人内に整備し、各会計伝票の適正な処理に努め、これを編纂した会計帳簿を主たる事務所において保管する。

また、財産管理に関しても、関係規定を法人内に整備し、適正に執行する。

決算及び事業報告書等の作成、提出においても医療法等の定めるところにより適正に執行する。

以上について、適切に遵守することを申請書で確認済み。

【技術的能力】

・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

当該一般社団法人を構成する参加法人全体で、医師、看護師、薬剤師等の人材を2,000名強有しており、診療機能の集約化等で不足する職種への人材の派遣等が参加する法人間で確保することができ、業務実施のための技術、専門的人材を確保している。

また、設備等においても、病院、診療所、介護老人保健施設等の各種施設を複数有しており、設備等の能力も確保している。

(3) 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。(法第70条の3第1項第3号)

※申請書において確認済

区 分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	無	無
金銭の貸付け	無	無
資金の譲渡	無	無
給与の支給	無	無
その他財産の運用及び事業の運営	日本海総合病院内の個室を事務所として借用。 ※地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構固定資産管理規定により借用し、減免（全額）を受ける。	無

(4) 医療連携推進業務以外の業務を実施する場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(法第70条の3第1項第4号)

医療連携推進業務以外の業務が医療連携推進業務の実施に支障を及ぼさないか	及ぼさない (資料6：定款第6条(4))
-------------------------------------	-------------------------

5. 定款の記載について（資料6関係）

(1) 医療連携推進区域を定款で定めていること（法第70条の3第1項第6号）

医療連携推進区域を定款で定めているか	適（定款第4条）
--------------------	----------

(2) 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

(法第70条の3第1項第7号)

①参加法人（営利を目的とする法人を除く）

- ・医療連携推進区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人
- ・医療連携推進区域において介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業（※）に係る施設又は事業を開設し、又は管理する法人
※薬局、見守り等の生活支援事業等が該当する。

②地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者

個人開業医、介護事業等を行う個人、参加法人になることを希望としない法人、大学等の医療従事者の養成機関の開設者、地方自治体等

社員が、参加法人又は地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限る旨、定款で定めているか	適（定款第8条）
---	----------

- (3) 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

(法第70条の3第1項第9号)

社員の資格の得喪に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであるか	適 (定款第9条、第13～15条)
--	-------------------

- (4) 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事(社員等)としない旨を定款に定めていること。(法第70条の3第1項第12号)

社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としない旨を定款で定めているか	適 (定款第10条、第26条)
---	-----------------

- (5) 代表理事を1人置いているものであること。(法第70条の3第1項第14号)

代表理事を1人置いているか	適 (定款第24条)
---------------	------------

- (6) 理事会を置いているものであること。(法第70条の3第1項第15号)

理事会を置いているか	適 (定款第31条)
------------	------------

- (7) 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第16号)

- ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。
- ・ 参加法人が予算の決定等の重要な決定をするに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
- ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

前記要件を満たす、地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているか	適 (定款第37～38条)
------------------------------------	---------------

- (8) 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないとする旨を定款で定めているものであること。

(法第70条の3第1項第17号)

参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならない旨を定款で定めているか	適 (定款第12条)
---	------------

- (9) 医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、財産残額がある場合は、医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分のないもの又は財団たる医療法人(以下「国等」という)に贈与する旨を定款で定めているものであること。

(法第70条の3第1項第18号)

認定取消処分を受けた場合、一月以内に贈与する旨を定款で定めているか	適 (定款第57条)
-----------------------------------	------------

- (10) 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第19号)

清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているか	適 (定款第58条)
--------------------------------------	------------

6. 欠格事由について

- (1) 医療連携推進認定の欠格事由に該当しないこと。(法第70条の4)

区 分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者	無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)	無
② 医療法第70条の第21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無

※確約書で確認済